

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

阿賀野市長 田中清善

### 阿賀野市規則第19号

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市税条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第16条市民税の表条例第41条第1項の項中「市・県民税税額決定・納税通知書」を「市民税・県民税税額決定兼変更通知書」に改め、同表条例第43条の項中「市・県民税変更通知書」を「市民税・県民税変更通知書」に改め、同条軽自動車税の表を次のように改める。

#### 軽自動車税（種別割）

根拠規定	文書の様式
条例第85条の2	軽自動車税（種別割）納税通知書 第82号様式（その1、その2）
条例第87条第2項 条例第87条第3項	軽自動車税更正通知書 第85号様式
条例第87条第4項	所有権留保付軽自動車等の買主（使用者）の住（居）所等に関する報告書 第86号様式
条例第89条第2項 条例第90条第2項 条例第90条第3項	軽自動車税減免申請書 第87号様式（その1、その2）
条例第89条第3項 条例第90条第4項	軽自動車税の減免事由の消滅申告書 第88号様式
条例第91条第4項 条例第91条の2第2項	／原動機付自転車／小型特殊自動車／標識 第90号様式
条例第91条	原動機付自転車標識交付証明書 第91号様式（その1）
条例第91条の2第4項	原動機付自転車の臨時運行標識貸与申請書 第91号様式（その2）
条例第91条第8項 条例第91条の2第7項	原動機付自転車・小型特殊自動車標識紛失届 商品原動機付自転車の臨時運行標識紛失届 第91号様式（その3）

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第6条関係)

(表)

9cm

契印

第 号  
年 月 日

新潟県阿賀野市

徴 税 吏 員 証

写真

職氏名

年 月 日生

6cm

(裏)

- 1 本証は、市税の賦課徴収に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、何時でもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

# 第57号様式を次のように改める。

第57号様式(第13条関係)



阿賀野市 督促状兼徴収通知書  
 会年: 年度 賦年: 年度 期(月)  
 (納税通知書番号)

新潟県阿賀野市  
 ② 督促状兼納付書 (厚紙)

新潟県阿賀野市  
 ③ 督促状兼徴収証書  
 下記の金額が 月 日現在未納に  
 なっていますので、至急納付して下さい。  
 本状と行き違いで納付済み場合は、ご容  
 赦ください。

お支払いの際は、この宛先を必ずお送り願って提出ください。

口座番号  
 00990-9-960022  
 預入名目 阿賀野市会費管理費  
 この用紙は重複機能  
 で印刷しますので得  
 ましたり書き取りた  
 りしないでください。

切り取らないで  
 出して下さい。

切り取らないで  
 出して下さい。

市税についてのお知らせ  
 〒969-2092 新潟県阿賀野市阿山町10番15号  
 阿賀野市役所  
 総務課 税務係 収税係  
 TEL 0250-62-2510  
 受付時間 8:30~17:15 (但し、土曜・日曜・祝日、12月29日  
 から翌年の1月3日までの日を除く)  
 ここからゆくりはがして内容をご確認ください。

課税科目	税額	円
維持費	償還手数料	円
納期限	延滞金	円
徴収額	徴収額	円
上記のとおり通知します。阿賀野市会計管理費 種 (阿賀野市保管)		

課税科目	税額	円
納税通知書番号	督促手数料	円
会計年度賦年(期)月	延滞金	円
納期限	徴収額	円
口座番号 00990-9-960022 預入名目 阿賀野市会費管理費	額収日付印	
(金融機関(郵便局)保管)		

課税科目	税額	円
納税通知書番号	督促手数料	円
会計年度賦年(期)月	延滞金	円
納期限	徴収額	円
口座番号 00990-9-960022 預入名目 阿賀野市会費管理費	額収日付印	
納付場所、お振合 金用紙については、 裏面に記載してお けます。 この徴収証書は5 年税務に保管す てください。		
収入印紙不要 (納付書保管)		

- 不服申立**  
 督促について拒否がある場合には、この督促状を掲げ取った日の翌日から起算して30月  
 以内が市税に対して審査請求をすることができます。  
 この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌  
 日から起算して60日以内に行なうことができます。  
 なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければするこ  
 とができないこととなりますが、(1)審査請求があった日から30か月を超過しても裁決が  
 ないとき、(2)処分取消し請求又は審査請求の期間により発生する罰金、滞り金を支払った  
 にもかかわらず処分取消し請求を提出し、(3)その他裁決を経ないことによる正当な理由があるときは、裁決  
 を経なくても処分取消しの訴えを提起することができます。
- 滞り金**  
 督促状を掲げた日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しないときは、地方  
 税法の規定により滞り金を徴収することになります。
- 延滞金**  
 納期限の翌日から1か月を経過する日までは2%の割合、1か月を経過した日以降は①の割  
 合で増した金額を加算して滞り金とさせていただきます。  
 ① 延滞金特別加算割合 (前々年1月1日から前年12月31日までにおける国庫引当金の増減率  
 相当率の平均値に2%を加算した割合) に2%を加算した割合 (上限12年0%)  
 ② 延滞金特別加算割合に年々3%を加算した割合 (上限2年4.6%)

- 納付場所**  
 阿賀野市役所及び各支所  
 第七信託銀行  
 大光銀行  
 はばたき信用組合  
 加茂信用金庫  
 新潟県たけなき農業協同組合  
 新潟県労働金庫  
 QRコードが印刷されている場合は、上記  
 の金融機関のほか、全国の地方税統一QR  
 コード対応金融機関、ゆうちょ銀行、郵便  
 局で納付できます。  
 ※QRコードは贈答用シールの印刷  
 範囲です。

お問合せ先  
 〒969-2092  
 新潟県阿賀野市  
 阿山町10番15号  
 阿賀野市役所 総務課  
 税務係 収税係  
 電話: 0250-62-2510(代電)

お問合せ先  
 〒969-2092  
 新潟県阿賀野市  
 阿山町10番15号  
 阿賀野市役所 総務課  
 税務係 収税係  
 電話: 0250-62-2510(代電)

ここからゆくりはがして内容をご確認ください。









## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市税条例施行規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。